

公害対策委員会設置要綱の制定について

(昭和48年9月10日例規/神環発第129号)

改正 昭和53年3月24日神務発第185号 昭和61年3月31日例規第17号神務発第262号
平成4年3月17日例規第24号神務発第340号 平成4年7月8日例規第74号神務発第938号神防発第528号神地一発第1号
平成6年3月30日例規第11号神務発第408号 平成7年3月24日例規第8号神務発第452号
平成22年3月30日例規第18号神務発第481号 平成31年3月26日例規第4号神務発第366号

各所属長あて 本部長

近時、公害問題はますます深刻化し、県民の日常生活に重大な影響を与えており、大きな社会問題となつているとともに、公害事案の発生も著しく増加する傾向にある。

このような情勢から、警察における公害に関する諸対策の総合的な推進を図り、公害事案を積極的かつ適正に処理するため、公害対策委員会設置要綱を制定したので、これが効果的運用について配意されたい。

公害対策委員会設置要綱

1 設置

神奈川県警察本部に、公害対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 任務

委員会は、次に掲げる事項について検討、審議する。

- (1) 公害関係事案取締体制の整備強化に関すること。
- (2) 公害関係事案に対する措置の効果的推進に関すること。
- (3) 公害関係取締用装備器資材の整備充実に関すること。
- (4) 公害関係事案に対する捜査能力の向上に関すること。
- (5) その他委員長が必要と認める事項

3 組織

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもつて構成する。
- (2) 委員長は、生活安全部長をもつて充てる。
- (3) 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

会計課長、装備課長、警務課長、教養課長、生活安全総務課長、生活経済課長、生活安全部管理官、地域総務課長、通信指令課長、刑事総務課長、鑑識課長、交通総務課長、交通規制課長、交通指導課長、公安第一課長、警備課長、横浜市警察部副部長、川崎市警察部副部長、相模原市警察部副部長、相模方面本部副部長、サイバーセキュリティ対策本部副部長、委員長の指名する警察署長

4 会議

- (1) 会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて、意見を聞くことができる。

5 報告

委員長は、委員会の決定事項および検討、審議の結果を、警察本部長に報告するものとする。

6 庶務

委員会の庶務は、防犯部生活経済課において行う。

附 則

この要綱は、昭和 48 年 9 月 10 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 3 月 24 日神務発第 185 号)

附 則(昭和 61 年 3 月 31 日例規第 17 号神務発第 262 号)

附 則(平成 4 年 3 月 17 日例規第 24 号神務発第 340 号)

附 則(平成 4 年 7 月 8 日例規第 74 号神務発第 938 号神防発第 528 号神地一発第 1 号)

附 則(平成 6 年 3 月 30 日例規第 11 号神務発第 408 号)

附 則(平成 7 年 3 月 24 日例規第 8 号神務発第 452 号)

附 則(平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号)

附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号)